

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、高松港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和5年6月9日

高松港港湾管理者 香川県

代表者 香川県知事 池 田 豊 人

1 港湾計画の変更の概要

令和3年8月27日香川県公告（高松港港湾計画の変更の概要）によりその概要を公示した高松港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 旅客船埠頭計画（変更）

地 区 名	港 湾 施 設（諸 元）
玉 藻	岸壁（延長395メートル）
	埠頭用地（2ヘクタール）

(2) 土地造成計画（変更）

地 区 名	面 積（ヘクタール）	用 途
玉 藻	1	埠頭用地
	0	緑地

(3) 土地利用計画（変更）

地 区 名	面 積（ヘクタール）	用 途
玉 藻	6	埠頭用地

2 港湾計画の縦覧の場所

高松市番町四丁目1番10号 香川県土木部港湾課